

# かんたき 看多機の開設準備

押さえておきたい3つのポイント



住み慣れた自宅での療養を支える  
介護保険サービス

日本看護協会のホームページに動画、看多機の運営に関するQ&A集を掲載しています。  
<https://www.nurse.or.jp/nursing/zaitaku/kantaki/index.html>

## 看護小規模多機能型居宅介護(看多機)の開設準備 ～押さえておきたい3つのポイント～

### ◇はじめに

事業者インタビュー

看多機の特徴

### ◇押さえておきたい3つのポイント

ポイント1 地域を知る

ポイント2 制度を知る

ポイント3 申請手続きを知る

## 看多機の特徴

訪問看護



訪問介護



通い



泊まり



4つのサービスを1つの看多機事業所が提供

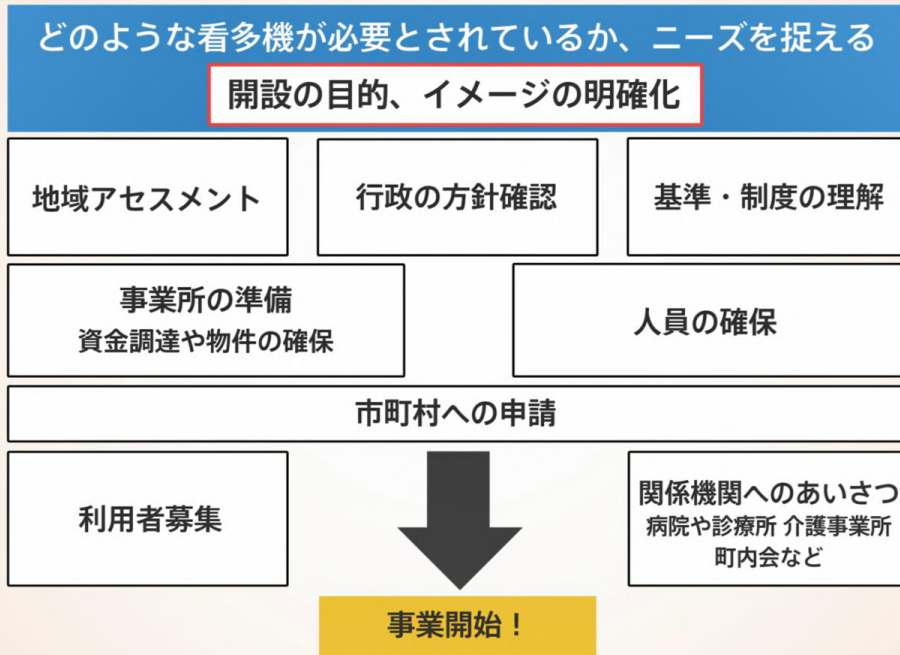
- 利用者の体調やご家族の状況に合わせたサービス提供
- 顔なじみの看護職、介護職が対応するので安心  
※登録定員は29人以下
- 専属のケアマネジャーがサービスプランを作成

看多機では様々な利用者を受け入れています

- 医療処置の必要な方  
胃ろう・気管切開、人工肛門などの管理、インスリン注射、カテーテルの交換、点滴、褥瘡（床ずれ）ケアなど
- 認知症の方
- 機能訓練やリハビリの実施
- 看取り期の方（末期のがんや老衰など）  
ご自宅、看多機事業所内での看取り
- ご家族の介護相談や支援



# 事業開始までに必要な準備



## 事業開始までに必要な準備

## 事業所の準備、人員の確保

### 事業所の準備

#### ● 資金調達

建設資金、開設後の運転資金等の中長期的な資金計画を立てます。市町村における開設補助金の確認・申請準備、福祉医療機構(WAM)やWAMと協調融資の覚書を締結した金融機関への融資申込、自己資金の準備等について検討します。

#### ● 物件の確保

住宅地または住宅地と同程度に、利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される立地が求められます。物件の購入または賃貸については、立地や今後の事業展開なども踏まえ検討します。

#### ● 事業計画の立案

法人理念、運営方針、営業時間、サービス提供地域、利用料金、資金計画などを策定します。

#### ● 計画図面の作成

利用定員や、他の事業所(訪問看護ステーションや居宅介護支援事業所等)の併設予定を考慮します。既存の看多機事業所を見学し参考にするのも良いでしょう。

#### ● 申請に必要な書類の作成

市町村により書式が異なるのでご確認ください。

### 人員の確保

#### ● 人員の確保

ハローワーク、ホームページ、ナースセンター、地域の情報誌への求人など、採用対象職種に応じた多角的なアプローチが必要。口コミによる採用も有効です。

※平成28年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業 「看護小規模多機能型居宅介護事業所の経営実態に関する調査研究事業 報告書」もご参照ください。  
[https://www.murc.jp/uploads/2017/04/koukai\\_170501\\_c11.pdf](https://www.murc.jp/uploads/2017/04/koukai_170501_c11.pdf)



## 利用者募集

- Webサイトの作成
- 事業所案内パンフレット等の作成・配布
- 地域住民への開業告知、説明会の実施など

## 関係機関へのあいさつ

地域で連携を図る関係機関に看多機の特徴を説明し、関係性を構築する

- 病院 ----- 地域医療連携室や医療ソーシャルワーカーなど
- 診療所
- 居宅介護支援事業所
- 地域包括支援センター > 医療依存度の高い方にも対応していることを説明
- 介護サービス事業所
- 町内会 ----- 地域の行事への参加や地域に向けた勉強会の開催など
- 民生委員 など

## ポイント1 地域を知る

## 地域アセスメント

- 周辺の訪問看護ステーションや介護施設の設置状況を把握
- 地域の現状（高齢者数や在宅療養者の状況）の把握・分析
- 交通網や近隣の開発計画など地理的環境を把握

どのような看多機が必要とされているのかを明確にする

## ●市町村の「介護保険事業計画」で看多機の整備方針を確認

表 介護保険施設などの整備計画

	種別	第7期計画期間			第8期	第9期計画期間			第10期	
		1930	01	02		03	04	05		06
特別養護老人ホーム	新設	1	3	1	5	87	1	1	2	89
	定員数	29	87	120	234	5,380	218	218	218	5,600
	増設				1	1	22			25
広域型	新設				100	100	4,432			4,592
	定員数				20	20	180			160
	増設									
地域密着型	新設	1	3	4	35	1	1	1	2	37
	定員数	29	87	116	956	29	29	58	58	1,014
	増設				1	1	39			39
介護老人保健施設	新設				100	100	3,996			3,826
	定員数						30			30
	増設						-200			-200
小規模多機能型居宅介護	新設	-1	-2	-3	2	2	-2	-2	-2	0
	定員数	-95	-166	-281	179	-179	-179	-179	-179	0
	増設									
介護療養型	新設	1	2	3	3	2	2	2	2	5
	定員数	95	166	281	261	402	402	402	402	663
	増設									
グループホーム	新設	4	4	4	12	71	21	31	3	8
	定員数	72	72	72	216	1,089	36	54	54	144
	増設						45			45
特別施設 (特別老人ホームなど)	新設				2	2	19	1	2	3
	定員数				9	100	109	878	200	200
	増設									
介護事業型 (地域密着型含む)	新設									1
	定員数						29			29
	増設									
混合型	新設				2	2	18	1	2	3
	定員数				100	100	849	50	100	150
	増設									
施設併設からの提供 (指定)	新設				9	9		50		50
	定員数									
	増設									
小規模多機能型居宅介護	新設	1	3	4	66	1	2	2	5	71
	定員数	29	87	116	1,856	29	58	58	145	2,001
	増設									
看護小規模多機能型居宅介護	新設	1	2	3	11	1	2	2	5	16
	定員数	29	58	87	315	29	58	58	145	460
	増設									
認知症対応型特設介護 事業型	新設	1		1	4		3		3	7
	定員数									
	増設									

※ 数値は新設ペース、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護事業型、特別施設の只左の月間は、増設分・指定分を含む。増設分・指定分を含む。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護事業型、特別施設、グループホームのPC・FIS未定実施は、増設分・増設分・指定分を含む。

### ■ 小規模多機能型居宅介護の整備年度および整備地域

#### 【新設】

令和3年度	(北区) 岡方・光晴圏域	: 1カ所29人
令和4年度	(中央区) 関屋・白新圏域 (中央区) 山湯圏域	: 1カ所29人 : 1カ所29人
令和5年度	(東区) 藤見・下山圏域 (中央区) 奇居・新潟柳部圏域	: 1カ所29人 : 1カ所29人

### ■ 看護小規模多機能型居宅介護の整備年度および整備地域

#### 【新設】

令和3年度	(西区) 小針・小新圏域	: 1カ所29人
令和4年度	(江南区) 大江山・横越圏域 (西区) 坂井橋・五十嵐圏域	: 1カ所29人 : 1カ所29人
令和5年度	(中央区) 鳥屋野・上山圏域 (南区) 臼井・白根北圏域	: 1カ所29人 : 1カ所29人

新潟市地域包括ケア計画(令和3年4月発行)より抜粋

## ●公募の確認 ●補助金制度について相談

### 1. 公募の趣旨

新潟市地域包括ケア計画[新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画](2018年度～2020年度)では、多様なサービス形態の確保に向け地域密着型サービスの普及・推進を図ることから、利用者が身近な地域に必要なサービスが利用できるよう、地理的条件や整備ニーズを踏まえつつ、日常生活圏域ごとの整備バランスを考慮しながら地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

令和2年2月から4月にかけて、令和2年度に市内で指定地域密着型サービス(居宅系)事業所の開設を計画している事業者を対象に公募を行いました。整備計画数を満たさないことから、必要なサービス量を確保するため、下記のとおり再度公募を行います。

なお、本公募は、地域密着型サービスのうち下記のサービス種類について、第7期介護保険事業計画に基づく計画的な整備推進を図るため、下記の日常生活圏域及びサービス量において整備する指定候補事業者を選定するために行うものです。

### 2. 公募対象サービス及び整備地域等

サービス名	整備地域	整備数
小規模多機能型居宅介護 又は 看護小規模多機能型居宅介護	市内一円	11箇所 (登録定員各29人)

### 3. 施設整備の公的補助(予定)について

選定事業者について、当該事業者の申請により、補助金交付による支援措置を講じることを予定しています。

補助金の交付申請手続は選定後となりますが、補助金の交付にあたっては補助対象物件の処分制限のほか、本市の契約手続に準拠して発注等を行うことなどの条件が付されますので、高齢者支援課と相談・確認を行いながら事業を実施してください。

なお、補助金は市と国・県の財政措置状況により、単価減額となる場合や、補助採択されないなど、必ずしも単価に基づく額が交付決定額となるわけではありません。従って、資金計画の立案にあたっては建設事業費の削減に努めるとともに十分な余裕をもって計画してください。

補助対象サービス	施設整備補助金※	開設に伴う 初年度設備補助金
小規模多機能型居宅介護 又は 看護小規模多機能型居宅介護	1施設あたり 44,800千円(限度額)	宿泊定員1人あたり 839千円(限度額)

新潟市「令和2年度地域密着型サービス(居宅系)指定候補事業者第2回公募要項」より抜粋

## 登録定員と一日の利用定員

看多機の登録定員は29人以下と定められています

通いの利用定員

登録定員の2分の1から15人の範囲内

登録定員が25人を超える場合	一日の利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

泊まりの利用定員

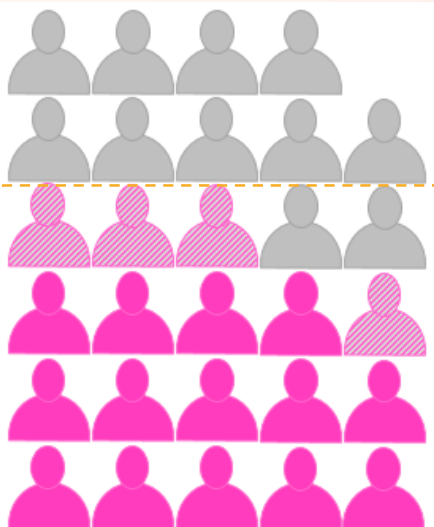
通い利用定員の3分の1から9人の範囲内

## 一日の利用定員の計算例

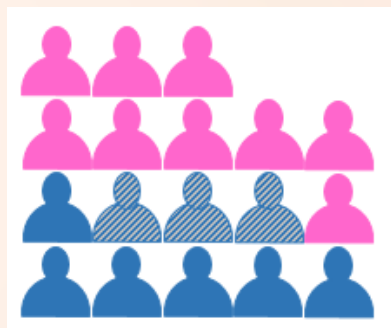
(例) 登録定員を29人とした場合

通いの利用定員

14人～18人で設定可能



通いの利用定員を18人と仮定



泊まりの利用定員

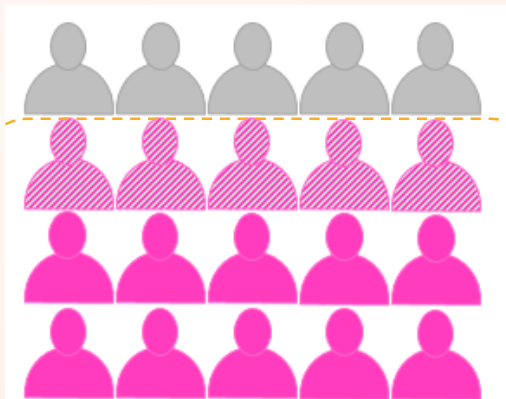
6人～9人で設定可能

## 一日の利用定員の計算例

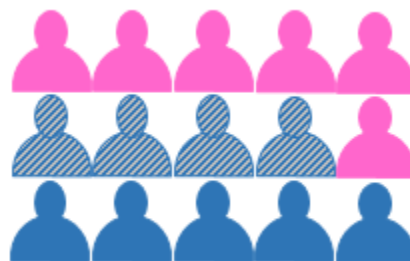
(例) 登録定員を20人とした場合

### 通いの利用定員

10人～15人で設定可能



通いの利用定員を15人と仮定



### 泊まりの利用定員

5人～9人で設定可能

## 看多機の人員

- 管理者 ----- 後述 (p.9)
- 看護職員 ----- 看護師・保健師又は准看護師  
人員基準については後述 (p.9-11)
- 介護職員 ----- 必ずしも介護福祉士などの資格は必要とされて  
いないが、2021年度から、無資格者には認知  
症介護に関する基礎研修の受講が義務付け
- 介護支援専門員 ----- 後述 (p.11)
- 送迎スタッフ
- 調理スタッフ
- など

多職種が連携して運営しているのが看多機の特徴です



## 管理者

管理者	
配置	専従かつ常勤で配置
要件	<p>① 特養などで認知症の利用者に対する3年以上の介護経験を有し、厚生労働大臣の定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了した者</p> <p>または</p> <p>② <u>保健師もしくは看護師</u>（<u>認知症対応型サービス事業管理者研修の受講は不要</u>）</p>

※下線部分は小規模多機能型居宅介護との主な相違点

## 人員基準

日中	<b>通い</b> : 常勤換算で3対1以上 <u>(1以上は看護職員)</u>
	<b>訪問</b> : <u>常勤換算で2以上</u> (1以上は看護職員)
夜間	<b>夜勤</b> : 時間帯を通じて1以上
	<b>宿直</b> : 時間帯を通じて1以上
<p>※泊まり利用がない日は、夜勤・宿直職員の配置不要</p> <p>※<u>夜勤・宿直の看護配置基準は設けず、必要に応じた対応体制で可</u></p>	

※下線部分は小規模多機能型居宅介護との主な相違点

### Q&A

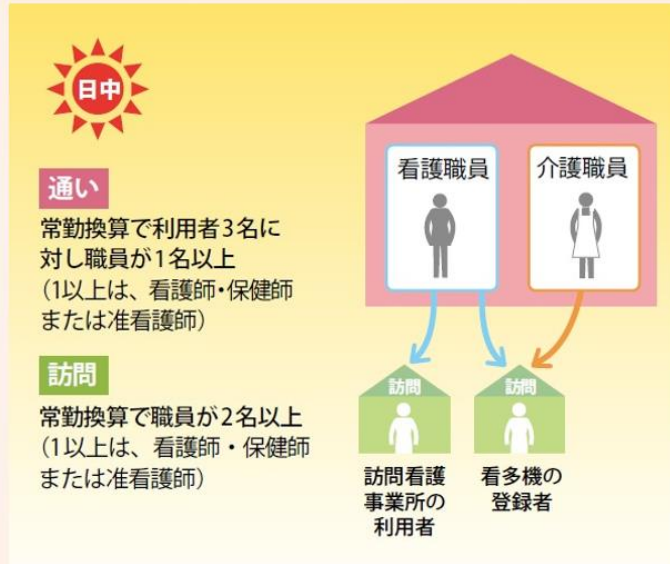
Q:看護職員は「通い」と「訪問」で各1名以上とあるが、常勤換算で1名以上必要か

A:看護職員については、常勤換算で1名以上ではありません。「通い」と「訪問」の営業時間帯のどこかに、看護職員が各1名以上配置されていることが必要。

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.4) 問164より】

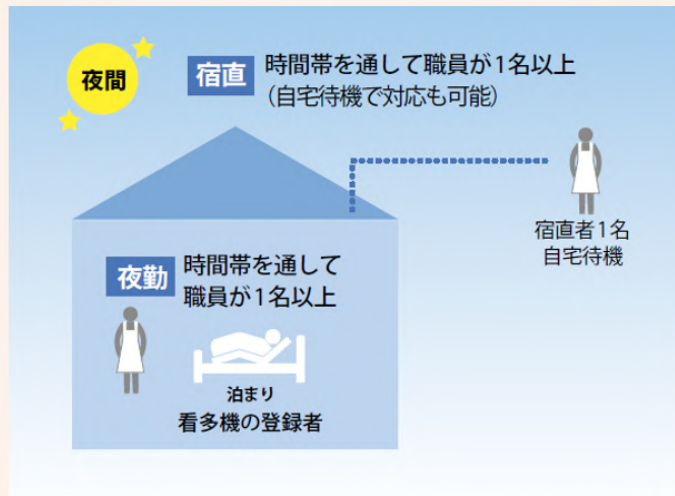


## 人員基準(日中の人員配置)



- 利用者数は前年度の平均値と定められているが、看多機の指定を新規に受ける場合は推定数でよい。
- 看護職員は、「通い」と「訪問」を兼務で担うことが可能。

## 人員基準(夜間・深夜の人員配置)



- 宿直者は主に登録利用者からの連絡を受けて訪問サービスを行う。
- サービスの提供に支障がない体制であれば、オンコール(自宅待機)などによる対応が可能。

## 人員基準

### 看護職員

常勤換算で2.5以上（1以上は常勤の看護師又は保健師）

※訪問看護ステーションと一体的に運営している場合は、看護職員の兼務可

※下線部分は小規模多機能型居宅介護との主な相違点

### 介護支援専門員

配置が必要（兼務、非常勤可）

## 設備及び備品

- 居間
- 食堂
- 台所
- 宿泊室
- 浴室
- 消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備
- その他サービス提供に必要な設備及び備品 など



入浴用備品

### Q&A

Q:民家をリフォームして看多機を始めたいが、宿泊室や事務室を別棟にすることは可能か

A:同じ時間帯に居間と宿泊室に利用者がある場合でも、両方の利用者に対してケアできる体制かどうか、夜間に「訪問」の依頼があっても適切に対応できる体制化などを確認し、支障がなければ可能。

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）問168より】

居間・食堂	機能を十分に発揮しうる適当な広さ
宿泊室	<b>個室</b> 定員：1名(利用者の処遇上必要と認められる場合は2名でも可) 床面積：7.43㎡以上(病院又は診療所の場合は6.4㎡以上で可)
	<b>個室以外</b> 床面積：合計面積がおおむね1名7.43㎡以上、プライバシー確保 ※居間はプライバシーが確保されていれば 個室以外の宿泊室の面積に含めること可

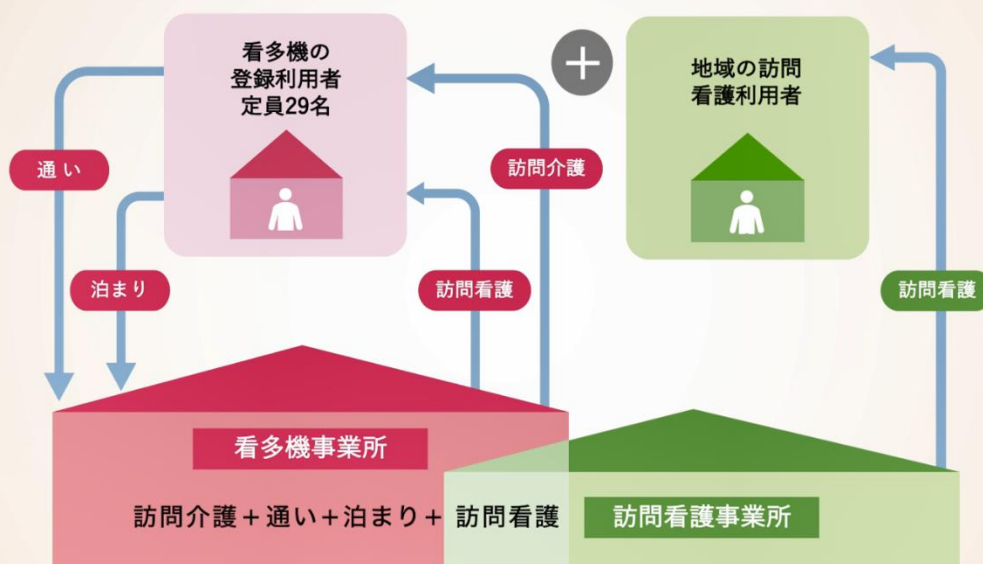


## Q&A

Q: 個室は、宿泊定員分を確保しなければならないか

A: 宿泊定員分の個室は必要ないが、個室以外の部屋を宿泊室として使えるよう、面積を確保しておく必要がある。  
 例えば、宿泊サービスの利用定員が9名、個室が4室の場合は、個室以外に  $(9名 - 4名) \times 7.43m^2 = 37.15 m^2$  以上の面積が必要。個室以外の宿泊室は、パーティションや家具などで仕切れるようにして、プライバシーを確保する。【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 問167より】

# 訪問看護ステーションの併設



一体的に運営されている場合は 看護職員の兼務が可能です

## Q&A

Q: 看多機の管理者が保健師又は看護師の場合、管理者は訪問看護事業所の業務を兼務してよいか

A: 両方の事業が同一の事業所で一体的に運営されており、事業所の管理上支障がない場合は、兼務できる【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 問176】



## 指定申請及び届出

### 看多機の開設時に必要な申請及び届出

介護保険法の指定地域密着型  
サービス事業所の指定申請

申請

市町村

介護保険法の指定を受けた後

老人福祉法の老人居宅生活支援  
事業開始届出

届出

都道府県又は  
政令指定都市・中核市

## 指定申請及び届出

### 訪問看護ステーションを併設する場合

介護保険法の指定居宅サービス  
事業所の指定（許可）申請

申請

都道府県又は  
政令指定都市・中核市

介護保険法の指定を受けた場合、  
健康保険法の訪問看護事業者にみなし指定

健康保険法の訪問看護ステーションの  
基準に係る届出

みなし指定

届出

地方厚生（支）局

### Q&A

Q: 複合型サービス事業者は必ず訪問看護事業所の指定を併せて受ける必要があるか

A: 必ずしも複合型サービスの事業所が訪問看護事業所としての指定を受ける必要はないが、この場合には、複合型サービスの登録者以外に訪問看護を行うことはできない

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）問173より】\*「複合型サービス」は、看多機の旧称

## 看多機の開設に関するご相談

開設予定市町村の介護保険担当部署にお問い合わせください

## 看多機全般に関する資料

厚生労働省の公式ホームページをご確認ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091038.html>

## その他のご相談・ご質問

公益社団法人日本看護協会 医療政策部在宅看護課  
(zaitaku@nurse.or.jp)にお問い合わせください